

# NECプラットフォームズ株式会社との協議期間の延長について

## 1 経緯

- (1) 令和3年4月30日付けで締結したNECプラットフォームズ株式会社との意向確認書について、有効期限である8月31日をもって白紙の状態となった。
- (2) 8月31日、前市長が同社代表取締役執行役員社長（福田公彦氏）とオンラインで対談し、任期満了日である10月8日までの協議継続を申し入れ、了承を得た。
- (3) その後、10月8日をもって同社との協議継続期間が満了し、10月9日の現市長就任以降は事実上の空白期間となっていた。
- (4) 10月29日、市長が同社代表取締役執行役員社長と面会し、協議期間延長に係る申し入れを行った。
- (5) 申し入れ以降、実務担当者による協議を重ね、昨年末に同社から、協議期間を1年程度延長することを可とし、その証として、意向確認書の締結を要望され、具体案が示された。
- (6) 市は、この要望を了承し、当該跡地の取得を目指して、同社と意向確認書を締結し、協議を進めたいと考えて、本日（令和4年1月12日）、その内容について説明するものである。

## 2 意向確認書の内容

- (1) 当該跡地の活用に関し、それぞれの意向を書き留め、書類を締結する。
- (2) 本確認書に法的拘束力はなく、双方に権利又は義務は発生しない。
- (3) 市と同社が確認した意向は次のとおり。
  - ① 市は、本物件を取得し、雇用を生み出す場として活用する。
  - ② 同社は、協議が整えば、本物件を市に譲渡する。
  - ③ 譲渡に際し、不要となる建物は、契約成立後にあらかじめ解体する。
  - ④ 譲渡に際し、汚染土壌は、契約成立後に双方で合意した範囲内であらかじめ処理する。
  - ⑤ 建物の解体及び汚染土壌の処理が完了後に、同社から市へ所有権を移転する。

## 3 締結予定日及び有効期限

- (1) 意向確認書の締結日は、令和4年1月末を想定している。
- (2) 有効期限は、協議期間延長の申し入れ日から、1年程度の延長（令和4年秋）となる見込みで同社と調整中である。